

新福岡県立美術館建設に係る福岡県立大濠公園日本庭園の自然環境調査業務委託仕様書

1 委託業務名

新福岡県立美術館建設に係る福岡県立大濠公園日本庭園の自然環境調査業務

2 業務目的

新福岡県立美術館（以下、新県美）は、福岡県立大濠公園（以下、大濠公園）内の福岡武道館跡地に福岡県立大濠公園日本庭園（以下、日本庭園）と一体的な建設工事を計画している。

工事前に工事予定箇所における自然環境の状況を確認することで、貴重な美術作品を収蔵及び展示する新県美における文化財害虫等の発生や侵入、影響を把握し、予測評価を予め行うことを目指す。また、この工事による日本庭園及びその周辺環境への影響を将来評価するための基礎資料とするため、事前に調査を行うものである。

本業務は、日本庭園の自然環境調査を実施し、その内容について分析し、必要な対策を事前に講じることで、新県美において安定した収蔵及び展示環境を維持することができるようにすることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務内容

- (1) 調査にあたっては、事前に現地踏査を実施し、実施要領（スケジュール含む）を発注者と協議のうえ策定し行うこと。また、調査に必要な諸手続きがある場合には遺漏なく行うこと。

<調査が必要な項目の例>

1 生物相調査

- (1) 調査項目 哺乳類、両性類、は虫類、鳥類、昆虫類、植物相
※希少種が確認された場合は生息地環境も記録
- (2) 調査範囲 福岡武道館跡地及び福岡県立大濠公園日本庭園内
- (3) 時期・回数 調査対象を過不足なく調査できる時期及び回数

2 文化財害虫調査

- (1) 調査項目 『文化財害虫事典 2004年改訂版』独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所編及び「文化財害虫検索」同研究所 HP 掲載の文化財害虫のうち、美術作品への影響が考えられるもの
- (2) 調査範囲 福岡武道館跡地及び福岡県立大濠公園日本庭園内
- (3) 時期・回数 調査対象を過不足なく調査できる時期及び回数

(2) 調査結果の整理・分析

上記(1)の調査結果を整理・分析し、報告書を作成すること。報告書の内容は以下の項目を含むものとする。

- ア 生物相調査結果
- イ 生物相調査を踏まえた提案
- ウ 文化財害虫調査結果
- エ 文化財害虫調査結果を踏まえた提案

5 再委託について

受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して、第三者に委託し、又は再委託してはならない。ただし、委託者が業務を効率的に行う上で必要と認めた場合、若しくはプロポーザルの企画提案書に沿った業務体制と認めた場合は、業務の一部を再委託することができる。

6 成果物の提出

- (1) 報告書 A4版 2部
- (2) 電子データ(CD-R) 2部

7 本委託業務に関する留意事項

契約期間中は、少なくとも2回以上の打ち合わせを行うものとし、それ以外にも、必要に応じて報告及び打ち合わせを行うものとする。打ち合わせ記録については受託者が作成し、発注者の確認を得るものとする。

過去に発注者が実施した、調査の結果については、受託者に提供する。なお、受託者が発注者の提供した調査結果に不足があると判断した場合、受託者が独自に調査を行うことを妨げるものではない。

8 セキュリティ対策及び守秘義務

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。
万が一、受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者の責任において処理すること。
- (2) 本業務を行うため、個人情報を取扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

9 瑕疵担保責任

本業務の納品後1年間、業務の成果物に不備があり、発注者が修正の必要があると判断した場合は、受注者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。当該調査

の結果、成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に発注者の承諾を得てから着手し、修正結果等について発注者に報告すること。

10 著作権

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）及びその他の権利についての交渉・処理は、受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権は、当該成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権については行使しないものとする。

11 業務を遂行する上で必要な事項

- (1) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (2) 受注者は業務実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (3) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたとき、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。なお、明示のない事項であっても社会的通念上当然必要と考えられるもの（打ち合わせ等を含む）については本業務に含まれるものとする。

12 その他

- (1) 本業務の契約締結及び実施にあたって必要な費用は受注者が負担すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は信義を守り、誠実に業務を遂行すること。